

「施策」総括票

施策展開	2-(6)-ア	地域特性に応じた生活基盤の整理	
施策	①住宅の整備促進		139頁
対応する 主な課題	○最低居住面積水準を満たしていない世帯の割合が全国でもワースト5であることから、水準を満たしていない世帯の解消に取り組むことが重要である。		
関係部等	土木建築部		

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成24年度				
主な取組		決算見込額	推進状況	活動概要
1	公営住宅整備事業	1,440,968	順調	○県営名護団地49戸の建替えに伴い、住宅に困窮する低額所得者へ低廉家賃で住宅を提供した。(1)
2	住宅リフォーム促進事業	-	順調	○市町村が実施するバリアフリー改修工事等にかかるリフォーム助成事業について支援する補助金事業を予算化した。(2)
3	沖縄県居住支援協議会の設立	-	順調	○庁内関係課による設立ワーキング会議、市及び関係団体等を含めた設立準備会を経て、平成25年3月に住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援を行う沖縄県居住支援協議会を設立した。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	公営住宅管理戸数	29,834戸 (23年度)	29,322戸 (24年度)	30,484戸	△512戸	-
	状況説明	基準値(29,834戸)に比べ現状値(29,322戸)が減少している理由は、市町村事業における建替え事業により、既存の老朽化した住棟を取り壊したため、一時的に管理戸数が減少したこと起因している。今後は取り壊し後の敷地に新たに公営住宅が建設されることから、将来的には管理戸数は増加する見込みである。				

様式2(施策)

成果指標名		基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
最低居住面積水準未満率		9.5% (20年度)	—	早期に解消	—	6.7% (20年度)
2	状況説明	<p>指標については5年に一度の統計を採用しているため現状値を把握できていないが、平成23年度より5市町村で実施されている住宅リフォーム助成事業に加えて、平成25年度からの県の補助事業による市町村への支援の開始により、実施市町村数が拡大の傾向にあり、それに伴い住宅リフォーム助成件数も増加することから、課題解決についても進捗すると見込まれる。</p> <p>また、県や一部の市の住宅部局・福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体による、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅入居支援に係る協議の場となる「沖縄県居住支援協議会」を設立したため、今後は協議会を通じた情報共有・協議を行い、民間賃貸住宅円滑入居に向け支援していく。</p>				

(2)参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
—	—	—	—	—	—

III 内部要因の分析 (Check)

・「新沖縄県行財政改革プラン」の中で、新規の県営住宅の整備を行わないとしているが、県営住宅の応募倍率は依然として高く推移しており、建替え時の増戸のみでは対応しきれないため、新規整備の再開に向け「新沖縄県行財政改革プラン」の見直しの検討が必要となる

・復帰直後に県営住宅の整備を急速に行ったことから、これらの建物が既に更新時期を迎えており、建替えが必要となる県営住宅が更に増加する見込みである。

・県による住宅リフォーム促進事業は平成25年度からスタートしたため、市町村の対応が遅れ、住宅リフォーム助成を実施する市町村が沖縄市や南風原町など5市町にとどまっているため、連絡会議等を行い、助成を実施する市町村を増加させる必要がある。

IV 外部環境の分析 (Check)

・住宅確保要配慮者においては、居住の安定に対する重要性が高まっているものの、その一方ではトラブル回避等の理由から、これらの人々の入居を制限する民間賃貸住宅も依然として存在するため、居住支援協議会は賃貸人・不動産業者に対して、これらの人々に対する理解や円滑な入居を促進する取組や制度の紹介及び実施を行うことが必要である。

・居住支援協議会の運営費は国の補助事業の対象ではあるものの永続的ではないことから、今後独自に運営事業費を捻出していく仕組みづくりを検討する必要がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

- ・公営住宅の更なる供給を図るため、市町村営住宅については、予算の優先配分を行うことにより建替え時の増戸や新規の公営住宅の整備を促すとともに、県営住宅においては、建替え時の増戸を継続的に行う。また、新規の県営住宅整備の再開に向け、「新沖縄県行財政改革プラン」の見直しを検討する。
- ・今後見込まれる建て替え住戸の急激な増加に対応するため、他事業を活用して公営住宅の整備を行えないか、その可能性について検証する。
- ・最低居住面積水準未満率の解消やバリアフリー化率の向上を図るため、県と市町村で情報提供や連絡会議等を行い、住宅リフォーム助成を実施する市町村の増加に向けて取り組む。
- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅の円滑入居についての理解・協力を得るために、居住支援協議会の目的や活動などを県や市町村のホームページや、パンフレット等を通じた情報発信を行うことにより県民へ広く周知を図るとともに、賃貸住宅の情報提供など賃貸人・賃借人双方のニーズに応えられるような取組や施策、民間事業者の事業の掘り起こしを促す。
- ・居住支援協議会の運営費については、他県の協議会の運営方法を調査するなど、今後の運営に参考となる情報を収集し、仕組みづくりの検討を深める。